

町民意見公募手続実施結果

案 件 名	八雲町犯罪被害者等支援条例の制定について	提出意見に対する担当部局等の検討経過	
担 当 部 局	住民生活課	担当部局検討結果(案)の作成	令和7年2月12日～令和7年2月13日
意 見 募 集 期 間	令和7年1月31日～令和7年2月10日	関係部局検討結果(案)の協議	令和7年2月13日
公 表 年 月 日	令和7年 月 日	※関 係 部 局	総務課
意 見 提 出 者 数	1件	町長決裁にて検討結果の決定	令和7年2月19日

No.	町民意見の内容	回答内容(八雲町の考え方等)	意見反映の状況
1	プライバシーの保護や個人情報の取扱いについての規定が必要だと思います。	プライバシーの保護につきましては、条例（案）第4条（町の責務）第1項、第5条（町民等の責務）及び第6条（事業者の責務）第1項において、「二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮する」旨を、また、個人情報の取り扱いにつきましては、第11条（安全の確保）において、「町は、（中略）犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他必要な施策を講ずるものとする。」旨を規定しております。	B

○意見反映状況の表記

- A：意見に基づき案件に反映(修正)するもの B：意見が既に反映されているもの C：意見を案件に反映しないもの
D：今後の参考とするもの E：その他(内容についての質問、感想、要望等)